

事 務 連 絡
令和7年（2025年）3月18日

各 道 立 学 校 教 頭
各市町村教育委員会次・課長 様

教育庁教職員局教職員課課長補佐（服務制度）

今年度中に改正予定の規程等について
このことについて、別添資料のとおり改正を予定しておりますので、お知らせします。

（担当：北本）

服務制度係所管事項に係る改正について（令和7年4月1日以降適用）

北海道教育庁教職員局教職員課服務制度係

令和7年4月1日以降適用されるよう、次のとおり各種規程等の改正を行う。

- 1 **育児を行う学校職員の時間外勤務の制限について、対象職員の範囲を拡大**
時間外勤務の制限（残業免除）を請求できる職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大。
- 2 **仕事と介護の両立支援制度についての措置を講ずることを義務付け**
教育委員会が講ずる措置は次のとおり。
 - (1) 学校職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度の個別の周知や意向確認
 - (2) 学校職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供
 - (3) 職場環境の整備（研修等の開催等）
- 3 **子の看護休暇の名称変更及び内容改正**
「子の看護休暇」の名称を「**子育て支援休暇**」に変更。改正内容は次のとおり。
 - (1) 取得事由に次の内容を追加
 - ア 学校の休業、出席停止等に伴うその子の世話をを行うこと
 - イ 子が在籍する学校等が実施する入園式、入学式、卒園式、卒業式、授業参観、三者面談、家庭訪問、運動会、体育祭、学習発表会、学芸会、文化祭、親子遠足等の行事に参加すること
 - ウ 子が在籍する学校等に関連する活動であって、子の教育又は保育に資するものに参加すること
 - (2) 子が中学校就学の始期に達している場合の休暇の取得要件としている医師の指示について、不要とすること
- 4 **改正する規程等**（○印は市町村教育委員会において改正等が必要な規程等）
 - ・北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年道条例第21号）
 - ・北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（道人事委員会規則13-43）
 - ・北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について（平成10年道人事委員会第159号通知）○道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて（平成18年教職第1164号教育長通達）